

外務省
編纂
藏版

日本外交文書
別冊

近代陰陽曆對照表

外務省文書課
外交文書編纂室

例言

一、本表は一七〇〇年より一九一一年までの陰陽曆對照表である。

一、本表は各頁に一箇年を收め逐月の左に列するものは陰陽月次を示し、日數の下に掲ぐる數字は陰曆日次を示す。又陰曆月次の各行の數字は凡て陽曆の日次を示す。

一、日本曆と清朝曆との月次大小の異なるところは欄外に清朝曆の月次大小を註記した。この場合太字註記の大の月の陽曆日は前月晦より一日づゝ繰り下げになるものとす。

例へば元祿十六年は康熙四十二年に当り、康熙曆の十月は小の月で十一月は大の月である。従つて康熙四十二年の十一月は前月晦より下がつて大朔王寅となりその一日は陽十二月八日で、その三十日は一千七百四年の陽一月六日となる。露曆の換算は陽曆日附を左の如くすり下げて算入る。

千七百年二月末に閏を入れて同日まで十日後れ、千八百年二月末に閏を入れて同日まで十一日後れ、千九百年二月末に閏を入れて同日まで十二日後れ、以降十三日後れとする。

例へば康熙三十九年(元祿十三年)七月二十五日は西曆一千七百年の九月八日に当り露曆では十一日後れの八月二十八日に当る。

一、本表は昭和十年外務省文書課で作つた 自元祿十三年
至明治五年 陰陽曆對照表(これは昭和七年十二月内務省地理局編纂三正綜覽に據じたもの)を基として今回 *Concordance des chronologies néoméniques chinoise et européenne* par Rév. Père P. Hoang, chang-hai, 1910 によつて補綴したものである。尙清朝曆は東華錄の記述に照合して校訂した。

昭和二十六年三月